

## 費用弁償規程

平成 24 年 4 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は本会事業活動及び会の代表者としての活動に対して、費用弁償についての基準を定めるものである。

(費用弁償の範囲)

第 2 条 費用弁償の項目及び費用等は別表に掲げる範囲内とする。

2. 別表にあてはまらないものについては、理事会でその都度決める。

(規定の変更)

第 3 条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

### 附 則

1. この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から施行する。

### 別表 (第 2 条関係)

項目	費 用
県外講師の旅費・宿泊費	使用する交通機関で実費 宿泊費実費
県内講師の旅費・宿泊費	他職種：交通費実費 宿泊費上限 10000 円 作業療法士：交通費一律 500 円 宿泊費上限 10000 円
県外出張 (士会代表として)	交通費実費 + 宿泊費上限 10000 円
県内出張 (士会代表として)	交通費 1000 円
理事会交通費及び会議費	1 回あたり 500 円
部会・実行委員会	1 回あたり 500 円
理事会等のお茶代 学会・部会・委員会時の弁当代	お茶代、弁当代合わせて上限 650 円程度の現物にて支給